令和８年度　第３回　石狩市環境審議会　議事録

○　日　時　　令和８年９月 10 日（木）　10 時 00 分から 11 時 20 分

○　場　所　　石狩市役所３階　庁議室

○　議　題　　１）石狩市一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定について（継続審議）

２）石狩市ヒグマゾーニング計画の策定について（報告）

３）「石狩浜海浜植物保護センターの移転について」に寄せられた意見と検討結果について（報告）

４）小型充電式電池等の戸別収集について（報告）

○　出席者（敬称略）

環境審議会委員

会　長	芥川　智子	委　員	松島　肇
委　員	玉田　克巳	委　員	ハム　グンヨン
委　員	氏家　暢	委　員	小笠原　英史
委　員	菊地　功	委　員	長原　徳治

事務局

環境市民部長	時﨑　宗男	環境政策課長	寺尾　陽助
環境政策担当主査	武田　桃子		

説明員

環境保全課長	菅原　直樹	自然保護課長	中野　康男
環境保全担当主査	部田　亮輔	自然保護担当主査	髙橋　惠美
ごみ・リサイクル課長	渡邊　史章	施設計画担当課長	小林　睦
施設計画担当主査	有坂　允章		

○　傍聴者数　　３名

【事務局　寺尾課長】

本日はお忙しい中、ご出席をいただきありがとうございます。事務局の環境政策課長、寺尾でございます。定刻となりましたので、ただ今から「令和８年度第３回石狩市環境審議会」を開催いたします。

議題に先立ちまして、１点ご連絡です。北海道大学大学院工学研究院助教授の黄委員が、沖縄県に赴任することとなりましたため、ご後任として９月１日付けで、同じく北海道大学大学院工学研究院助教のハム　グンヨン委員にご就任をいただきました。恐れ入りますが、ハム委員からご挨拶をお願いいたします。

【ハム委員】

おはようございます。はじめまして。北海道大学の工学研究院 循環共生システム研究室で働いております、ハムと申します。この度、石狩市の委員として務めさせていただくことになりました。専門分野は廃棄物になります。ごみの燃料化に向けた、ごみを乾かす乾燥技術、下水汚泥、生ごみ、家畜糞尿など、バイオマスから窒素とリンを回収する技術、主に堆肥化とかメタン発酵になるのですが、その研究や、生分解性プラスチック、使い終わった後、環境中に出たときの分解強度などについて研究をしております。

一応、廃棄物が専門なのですが、まだ至らない点が多々ございます。勉強させていただきながら参加させていただきたいと思いますので、今後よろしくお願いします。

【事務局　寺尾課長】

ハム委員ありがとうございました。なお、本日は、百井副会長、丹野委員から欠席の連絡をいただいておりますが、石狩市環境審議会規則第４条第３項の規定により、委員の過半数の出席がございますので、本審議会が成立しておりますことを、ご報告いたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に送付しております。

・議事次第
・座席表
・委員名簿
・資料１－１として、石狩市一般廃棄物処理施設整備基本構想（案）概要版
・資料１－２として、同じく基本構想（案）の本編
・資料２として、石狩市ヒグマゾーニング計画（案）
・資料３として、「石狩浜海浜植物保護センターの移転について」に寄せられた意見と検討結果
・資料４として、小型充電式電池等の戸別収集について

以上となります。不足している資料がございましたら、お申し出ください。どうでしょうか。

（発言者なし）

【事務局　寺尾課長】

最後に１点、お願いがございます。本日はいつもと会場が違います。ただ、会議録作成にあたりまして、マイクを席に用意していますので、マイクを使ってお話しいただきますようお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては芥川会長にお願いしたいと存じます。

芥川会長、よろしくお願いします。

【芥川会長】

それでは、本日の議題１となります、石狩市一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定について、ご担当より、説明をお願いいたします。

【説明員　小林課長】

おはようございます。ごみ・リサイクル課施設計画担当課長の小林と申します。私から、石狩市一般廃棄物処理施設整備基本構想の策定について、説明させていただきます。座って説明させていただきます。

昨年秋に本環境審議会に諮問させていただきまして、春に中間報告をさせていただいておりました。この案について説明することになります。お手元の資料は、先ほど確認のありました、「資料１－１」青い色の基本構想の概要版と、「資料１－２」分厚いもので基本構想の本編ですが、今回は概要版を中心に説明させていただきます。

概要版の上の方から説明させていただきますが、基本構想は広域処理の対応や循環型社会の形成、安定的なごみの処理体制の確保を図るための施設整備の方向性をお示しするものでございます。資料の「１．基本構想策定の背景」というところに大きく４点ございます。本編では第１章、第２章に記載があるものです。

まず１番目として、国が進める廃棄物処理の広域化に対応して、石狩市及び当別町から出る燃やせるごみを令和 16 年に更新される札幌市の発寒清掃工場で処理を行う方向で、現在協議を進めております。この協議の中で、廃棄物を効率的に運搬する観点から、燃やせるごみの一部については、石狩市内に中継施設を設け、大型車両に積み替えて、札幌市に持ち込む必要がございます。現在の北石狩衛生センターの焼却・破砕施設は 30 年以上経過しておりまして、基幹改良により大規模な修繕を行い、延命を図っているところでございますが、老朽化が進んでいるところでございます。３点目としまして、プラスチックのごみは、現在固めて埋め立てをしているという処分方法でございますが、プラスチックを資源化するための処理体制の構築が求められているところでございます。４点目として、埋め立てをする最終処分場について、今後埋め立てができる残容量から算定しますと、令和 14 年度に埋め立てを完了する予定でございますが、可能な限り延命した上で、次の整備への概略検討を行

う必要がございます。

２番目としまして、基本方針でございます。こちらは本編で第３章に記載がございますが、大きく３つの方針のみお伝えさせていただきます。１番として「安定した廃棄物処理」、２番として「環境や災害に配慮した施設」、３番として「発生抑制、減量化のとりくみの見える化」として、このような背景、基本方針をもとに、次のとおりごみ処理の体系というものを今回の基本構想で想定いたしました。本編では第５章・第６章になります。そこで、燃やせるごみは、発寒清掃工場へ直接搬入するものを除いて、中継施設によって中継をして運んでいく。次に燃えないごみ、粗大ごみにつきましては、それらを破砕し選別する施設を石狩市内に整備する。そして従来燃やせないごみとして収集していた、容器包装プラスチック、製品プラスチックは、プラスチック類の資源化のため、選別・梱包し、民間のリサイクル事業者へ引き渡すための施設を整備する。次に、最終処分場の延命化を行い、最終処分場については将来的に次期整備が必要となります。

次の２ページをご覧いただければと思います。「４．施設規模と処理方式」となります。現在のごみの処理量及び人口推計等から各施設の計画処理量を定めまして、施設規模及び設備方式の基本的な方向性を示させていただきました。施設の規模は、基本的に１日あたりの処理量によって表現しますが、まず中継施設については１日あたり 15 トンと想定しました。中継施設は、受け入れたごみを圧縮し積み替えすることで、大型の車両で搬出する機能を有します。処理方式を比較した結果、採用実績のある「コンパクタ・コンテナ方式」、または「貯留機排出方式」のいずれかの方式を採用いたします。破砕・選別施設につきましては、１日あたり８トンと想定しました。燃えないごみ、粗大ごみは、まず破砕した後で機械により選別します。このうち燃やせるごみは中継施設へ、燃えないごみのうち鉄やアルミは資源化し、その他は最終処分場で埋め立てをします。この破砕工程において、最近全国で多発するリチウムイオン電池等による発火・爆発事故を防ぐため、低速回転破砕機による破砕工程を追加するという考えでございます。プラスチック選別梱包施設につきましては、１日あたり６トンと想定しました。燃やせないごみ、資源化後は異なる名称となるように想定しておりますが、袋やリサイクルの不適物を除去した上で圧縮・梱包するという流れになります。最後に小動物焼却施設につきましては、１時間あたり 100kg を想定しました。受け入れた犬・猫などの小動物の死体を冷蔵庫等の保管庫で保管した上、焼却することになります。この施設はシカ、クマなどの大型動物の処理を想定したものではございません。

次に「５．建設候補地案」につきまして、本編では第７章に記載がございます。基本、公設を前提とした場合、先に挙げましたそれぞれの施設をどの土地に整備するか、建設候補地案を検討しました。各種規制や優先すべき条件などを勘案し、３段階の選定を行ったところ、一番良い評価であった、厚田聚富にございます現在の北石狩衛生センターの整備を基本とするという考え方になりました。具体的に選定の方法ですが、１次選定では、現在、北石狩衛生センターがある聚富より南の地域をまず想定します。そして、各法令による土地の規制に関する条件や文教施設、医療施設などの社会的条件を整理して立地を回避すべき範囲と

いうものをまず特定しました。２次選定では、立地回避範囲以外の場所において、必要と想定される敷地面積、道路への接続、通行条件のほか、用地取得の実現性を考慮して４つの候補地を抽出しました。さらに３次選定では、その４つの候補地について設定した評価項目をもとに比較検討を行い、施設整備の候補地案を設定しました。

次のページをご覧ください。「６．事業方式」でございます。本編では第８章に記載しております。こちらにつきましては、民間活用の有効性について各種方式を整理したところでございます。これに基づき、基本構想の策定後に行う基本計画の策定作業におきまして、その実現可能性、優位性の評価を行うことになります。

続きまして、「７．事業費・財源計画・スケジュール」ということで、本編では第９章・第 10 章に記載がございます。こちらの表の上４段に具体的な施設の名称が書いております。中継施設、破砕・選別施設、プラスチック、小動物とあり、令和 13 年度から 16 年度あたりに矢印が書いてありますが、これが実際に整備するスケジュールとなっております。一番右側に書いてあるのが、現段階で概算として想定している事業費の金額でございます。この建設年度のところをご覧いただくと、プラスチック選別梱包施設だけは令和 15 年度に稼働、その他の施設については、札幌市の発寒清掃工場の稼働に合わせて、令和 16 年度の稼働を目指しております。

続きまして、一番下の「８．最終処分場施設整備計画」でございます。本編では第 11 章に記載がございます。最終処分場につきましては、現施設の設置基準が適用される軽微な嵩上げ、高さを上げるということと、最終覆土と言いまして、ごみを埋め立てた後に最後に土をかぶせる形をとるのですけれども、その覆土の厚さを変更することにより、ごみを埋め立てる量を増やして延命化をするということを考えております。これによりまして、最長で令和 40 年度までの延命が可能と考えております。そのためには、「延命化方針」のところにも書いておりますが、遮水シートの遮光の対策等、適切な対応をしつつ検討してまいることになります。その後、令和 40 年までとしている現行の最終処分場がいっぱいになった場合、次期の最終処分場の検討が必要になりますが、この基本構想内では、その規模や方式の概略についてのみ検討しております。現在、最終処分場に隣接する衛生センターの敷地の中に設置が可能と考えております。次期処分場につきましては、先ほど概略と申しましたとおり、具体的な整備時期等につきましては、改めて本格的な詳細検討が後に必要ということで考えております。

今まで概要版で説明させていただいた基本構想ですけれども、今回環境審議会でお示しし、この案をもって、今月 18 日から来月 10 月 19 日までの１カ月間、パブリックコメントを実施する予定でございます。本日のご意見及びパブリックコメントで頂いた市民の皆様のご意見等、結果を受けまして、次回の環境審議会で答申をいただければということで想定をしております。なお、先ほど少し申し上げました、基本構想を策定した後ですけれども、民間活用の有効性等を改めて検討し、次年度には基本計画を策定するということで想定しております。私からは以上です。

【芥川会長】
ありがとうございました。ただ今説明がありました。委員の方で質疑等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。長原委員、お願いします。

【長原委員】
長原でございます。１、２点お伺いしたいと思います。一つは、処理施設の基本構想ということですけれども、本編の方を見ますと、２ページのところに、この基本構想からさらに分かれて、次には施設整備基本計画及び循環型社会形成推進地域計画とに分かれるわけですので、こういうふうに分かれるということになれば、本編の方の基本構想の中で、もう少し、この構想を立てるにあたっての必要性の背景の中で、ごみ処理の理念と言いますか、例えばリサイクル、リユース、３Ｒとか、そのような記述があってもいいのかなという気がしたのですが、全く触れていないわけではありませんが、もう少し強調されても良かったのかなという気がするものですから、少し申し上げておきたいと思います。
それからもう一つ、この施設で中間処理施設ということになるのですが、発寒まで運ぶ距離的な問題で、でも基本的には近い方がいいわけですよね。それと、ご承知のとおり、石狩市は豪雪地帯ですから、冬期間になると道路が通れないという、特にあの付近は、もう皆さんご承知のとおり、豪雪でしょっちゅう起きるわけですよ。そうすると、この何日くらいは、運ばないでストックしておいても大丈夫だということになるのか、そういったことも当然、選定の中で検討されてきたのだろうと思いますけども、もう少しご説明いただけたらいいかなと。以上でございます。

【芥川会長】
ありがとうございました。では、事務局からご説明をお願いします。

【説明員　小林課長】
長原委員のご質問、まず一つ目として、この基本構想の中で、理念の部分についてもう少し触れておくべきではということでした。本編の方を少しご覧いただきたいと思います。本編の２ページになります。今回、２ページの緑色で示しているところになります。基本構想の位置付けとしまして、この施設整備の基本構想というのがありますが、その上位には環境基本計画、そして一般廃棄物（ごみ）処理基本計画、こちらは３月の段階で中間見直しのご報告をさせていただいたものになります。こちらに、今ご指摘のあった部分について、理念の部分というのは記載させていただいていることから、ここでは詳細を記載していないというような位置付けになっております。改めてその方針、ごみ処理の全体方針についてという部分については、ごみ処理基本計画の方で位置付けられているという認識でおります。
あと、中継施設について、冬季はもちろんなのですけれども、どこに配置するかという部

分について、交通、天候の部分についても検討したのかというご質問かと思います。まず、中継施設ですけれども、先ほど申し上げたとおり、基本的に中継しますが、一部については直接、発寒清掃工場に持っていくことになります。特に花川地区のいわゆるごみ収集、委託している部分ですが、家庭からのごみというのは、基本的に大部分については札幌に直接持っていくことになります。時間的に間に合わないだとか、そういう部分につきましては、中継施設に行くことになりますので、全部が全部、一回聚富に行くという流れではないということになります。当然、雪の関係で持っていく、持っていけないといった部分も出るかと思います。そのために中継施設の部分についても、ある程度貯めておけるというか、貯留量の部分について、5日から7日ということで見込んでおります。それにつきましては、本編の108 ページのところで、中継施設の規模の検討をしているのですけれども、表の下の方に、文章で「表 6-2 に示すように」ということで、安定的なごみ処理のために必要な貯留能力、ある程度貯めておける能力というものについても、この規模を検討するために考慮した点になります。私からは以上です。

【芥川会長】
ありがとうございました。長原委員どうぞ。

【長原委員】
ただ今のご説明によりますと、そうすると豪雪等によって当面ごみが滞留して各家庭からの排出が回収できないなどの障害が起きることはかなり避けられると。全くないわけではないでしょうけれども、この計画ではそういうことも十分に考慮した上で候補を立てましたと、そういうご説明だと思いますので、ただいまのご説明、ご了解させていただきたいと思います。以上でございます。

【芥川会長】
ありがとうございました。他にご質問等、ございませんでしょうか。菊地委員どうぞ。

【菊地委員】
説明を受けて、大体は把握したのですが、老朽化に関してと、総事業費に関してお聞きしたいと思います。
老朽化は相当進んでいるという意味合いだと思うのですが、環境審議会として、全員でなくてもいいから、現場検証というか、どこが傷んでいるかとか、そういったところを検証する時間があったら、ここから 20 分か 30 分のところだと思いますので、あればいいかなと。
それから、概要版３ページ目の総事業費や概算事業費について、全部が市の負担ではないとは思うのですけど、どれくらい国の補助がいただけるものなのか、市としての負担は何割程度なのか、分かる範囲で教えていただければありがたいと思います。

【芥川会長】
お願いします。

【説明員　小林課長】
菊地委員からのご質問２点につきまして、私の方から回答させていただきます。まず、施設の老朽化の部分で、本編 34 ページをご覧いただきたいと思います。本編 34 ページの(2)の「1)北石狩衛生センター」のところで、延命化の状況について、文章になりますが、書かせていただいています。「表 2-24」ということで、直近の令和５年度から令和７年度につきまして、基幹改良、延命化の大規模な修繕という部分を行っております。一つずつは読み上げませんが、このような形で、その前に調査・点検をした上で大規模改修が必要な部分について、計画的に修繕を実行しているところでございます。見学という部分につきましては、環境政策課と相談させていただきながら、折を見て、ぜひ私どもとしては見ていただきたいなという部分もありますので、少し検討、調整させていただければと思います。

もう一点、補助と言いますか、財源の部分になります。本編の 154 ページをご覧いただきたいと思います。154 ページに「財源計画」とございまして、基本的に国の交付金で、環境省の「循環型社会形成推進交付金」というのがございまして、全部が対象になるわけではないのですけれども、かなりの割合でこれが対象になります。この交付対象事業費についてはまず３分の１のお金が出るということになります。さらに、他の３分の２はどうなのかというときに、借金と言いますか、自治体では起債という制度がございますが、その中で一般廃棄物処理事業債という制度がございまして、それをまた３分の２のうちの 90%について事業債を充てることができます。ですので、基本的に一般財源とされるものはその 10%になります。中には交付対象外の事業もありますので、交付対象外の事業になりますと、交付金の対象ではなくてということで、起債対象事業の場合には、交付対象外事業費の全体の 75%が一般廃棄物処理事業債ということで使用することができます。私からは以上です。

【芥川会長】
ありがとうございました。他にご質問はありませんか。

【松島委員】
松島です。質問ではないのですけれども、今ご説明を伺っていて気付いたのが、先ほどの 34 ページの北石狩衛生センターの「表 2-24」の下の部分で、文章が５行にわたってある第２段落で、「調査結果は」から始まるところで、その真ん中に「外壁においては、PC 版に一部ふくらみや」とある、この「版」は多分「板」だと思うのですが、ご確認いただければと思います。以上です。

【説明員　小林課長】
ありがとうございます。確認します。

【芥川会長】
他にございませんでしょうか。ハム委員どうぞ。

【ハム委員】
北海道大学のハムです。ご説明ありがとうございます。中継施設について質問ですが、今、本編に中継施設に搬入されるごみの質の記載があると思います。やはり生ごみのそもそもの割合が多くて、含水率が 50%に達していると思うのですが、50%以上の可燃ごみが貯留されていると、浸出水、水が出てくると思います。その浸出水の処理についての対応はどうなっているのかというのが一つ。
あと２点目として、プラスチックなどの資源物質の保管により、やっぱり臭くなるものが入っているので、悪臭についても対応が必要と思います。その場合、全体の中継施設のプロセスの設備、費用として臭気処理に向かう金額も少し上がると思うので、それについての財源計画についてもお伺いできればと思います。

【芥川会長】
お願いします。

（約 30 秒間、発言者なし）

【説明員　小林課長】
お待たせしました。ハム委員からのご質問で、まず 50%以上含水率がある、可燃ごみということですけれども、基本的に中継施設は、先ほど申し上げました２つの方式ということで、「コンパクタ・コンテナ方式」「貯留機排出方式」という形で、どちらかを採用しますということでご説明しています。実際に臭気対策という部分については、どちらも取ることができますが、長い期間貯めるということを考えると、「コンパクタ・コンテナ方式」の方が臭気対策、浸出水と言いますか、水の部分に対しては、優位性があるのかなというような個人的な認識は持っております。ただ、臭気対策だけで「コンパクタ・コンテナ方式」か「貯留機排出方式」か、というのを決めるわけではなく、ごみの処理の量や、距離などもございますので、最終的な決定は基本計画の方で決めさせていただきたいと思っています。当然、ご指摘のように、中継施設で働く方というのもいらっしゃいますので、臭気対策、あと近隣にどういうような影響を及ぼすかというところでは、臭気対策というのは、基本的には現在整備する施設においては、通常検討されるべきものということで組み込まれているということでの認識でございます。具体的にどういうような臭気対策を行うかというのは、基本計

画の中で、具体的な設備検討において、十分考慮していきたいと思っております。私からは以上です。

【ハム委員】
ありがとうございました。

【芥川会長】
他にございませんでしょうか。
では私から一つ、この基本構想に入るかどうかは別として、おそらく廃棄物の処理計画では、排出抑制も課せられてくるかと思うのですけれども、それに対してはどのような対策を市として取る予定があるかというのがあったら教えていただきたいのですが。

【説明員　小林課長】
施設計画担当としてという部分から少し超えるので、答えられるところだけ答えていいですか。

（発言者なし）

【説明員　小林課長】
はい。現在、廃棄物の抑制の部分につきましては、特に家庭ごみについては計画的に減少しているという認識でございます。ただ、事業系ごみについて、計画、目標値から増えているという状況でございまして、そちらの方がまず対策が必要かなということで考えています。
直近では、今年、各事業者の方に、これから排出抑制についてのまずお願いということで周知をしてまいる予定でございます。その後、個別具体的に、よりインセンティブを与えられるような形の対応というのを検討していくことになるのかなと思います。
あわせて家庭ごみにつきましては、今年度の取り組みとして、生ごみ乾燥機の実証実験をやっております。現在、50 世帯の方に参加いただいて、今月末まで実施しているところですが、実際に生ごみ乾燥機で、家庭から出るごみを乾燥させて、減少させていく。それが次年度以降、どういう形で事業化するかというのは今後の検討になりますが、そのように家庭ごみについても、削減、減量化ということで、広く取り組んでいただければなということで検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

【芥川会長】
ありがとうございました。廃棄物の排出抑制もそうですし、また CO_2 の排出量も、今後は廃棄物の焼却炉は持たなくなるけれども、交通の部分が入るということもありますし、この先の計画になりますので、そういうところも示していただけると、市民の方々に分かりやす

いのかなと思いました。他にございませんでしょうか。松島委員どうぞ。

【松島委員】
松島です。今の会長のご指摘に関してですが、基本構想の資料の厚い方の 45 ページに基本方針として、概要版にもあるのですが、「方針３」が「発生抑制、減量化のとりくみの見える化」ということで、方針として挙げられているのですけれども、構想の中ではあまりこの「方針３」については触れられていないような印象を持ったのですが、これはそういったものなのでしょうか。今のご説明のようなことが、この基本構想の中にもう少し明記されていてもいいのかなという印象を受けたのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

【説明員　小林課長】
私から松島委員のご質問についてお答えします。今回、基本方針ということで、３つ示させていただいている中で、一番ソフトに寄った内容なのが「方針３」なのかなと認識しております。具体的には、今回、施設整備の基本構想、今後基本計画ということで、施設整備を中心に検討していくものになります。ただ、施設整備といっても、ごみ処理には市民の皆様がどうやって排出するかというのも影響してくるところだと思いますので、この部分についてどのくらい基本構想の中で触れることができるかというのは少し検討していきたいと思います。ご意見として賜りたいと思います。

【芥川会長】
他にございませんでしょうか。ハム委員どうぞ。

【ハム委員】
ハムです。次期最終処分場の案で、オープン型と、クローズド型で、屋根付きの建物を建てるとのことだったのですが、それを見て考えたのが、やっぱりこう、雨水も採取して、多分埋め立て地に循環させると思うのですよね。水を入れないと、埋め立て地が安定化できないから。そういう自然からもらえる水も収集して循環できるようなシステムも、今回の次期の計画で、少し考えていただければと思いました。すみません、簡単なコメントになりますが、お願いします。

【説明員　小林課長】
今のハム委員からのコメントについてお答えします。今のコメントにつきましては、クローズド型でどこから水を持ってくるかといったところで、雨水を使うというのも一つの手法だということでアドバイスいただいたものということで、今後、施設を検討するときに参考にさせていただきます。ありがとうございます。

【芥川会長】
他にございませんでしょうか。一点、確認で教えていただきたかったのですが、14 ページのところに、石狩市のごみの性状の結果が書かれているのですけれども、プラスチックの再資源化に行くのというのは、これのうちのどこになるのですか。

【説明員　小林課長】
私からお答えします。16 ページの「家庭系燃やせないごみ」として、今、石狩市ではいわゆるプラごみのことを「燃やせないごみ」ということで名前を付けさせていただいています。「家庭系燃やせないごみ」という部分がプラの資源化の方に回ることになります。当然、この例えば 16 ページの生ごみですとか、他のごみが入っているので、こういうのは入れないでいただきたいということになるのですが、いわゆる容器包装のプラスチックと製品プラスチックの部分が資源化の対象になります。

【芥川会長】
分かりました。３つあるのですね。「燃やせるごみ」と「燃えないごみ」と「燃やせないごみ」の３つのうちの「燃やせないごみ」の 85％くらいが資源化の方に行くということですね。今これはパーセントなのですけれども、多分計画の方で出てくると思うのですが、重さとかそういうのがあると、ごみ全体に対してのどれくらいというのが分かるといいかなと思いました。ありがとうございます。
他にご質問はないでしょうか。よろしいですか。それではこの先、パブリックコメントもあるということですので、またその結果なども次回のときに教えていただければと思います。では他にご質問がないようですので、これについては終了させていただきます。ありがとうございます。

（説明員入れ替え）

【芥川会長】
それでは続きまして、議題２、報告案件となります、石狩市ヒグマゾーニング計画の策定について、ご担当から説明をお願いいたします。

【説明員　菅原課長】
環境保全課長の菅原と申します。私から石狩市ヒグマゾーニング計画案について、説明させていただきます。着座にてご説明させていただきます。
それでは、「資料２」にあります「石狩市ヒグマゾーニング計画（案）」をご覧ください。現在、本計画につきましては、９月１日から９月 30 日までの期間でパブリックコメントを実施しております。本日は、その計画案の概要についてご説明いたします。まず、１枚めく

っていただき「１．はじめに」をご覧ください。本計画は、「北海道ヒグマ管理計画（第２期)」において推進が位置付けられた「ゾーニング管理」の考え方に基づき策定するものです。ゾーニング管理とは、人とヒグマとのすみ分けを図るため、地域ごとに管理方針を整理する手法です。市では、近年のヒグマ出没状況や地域特性を踏まえ、関係機関が共通認識のもとでヒグマ対策を実施できるよう、本計画を作成しております。

次に位置づけですが、本計画はヒグマ対策の基本的な考え方や対応の目安を整理するものであり、出没時の判断を機械的に決定するものではありません。個別の事案ごとに状況を確認しながら対応するための指針として運用するものです。

続いて、各ゾーンの定義についてご説明いたします。本計画では、後にマップをご参照いただければと思いますが、緑色を「コア生息地」、青色を「緩衝地帯」、黄色を「防除地域」、赤色を「排除地域」として整理しております。コア生息地は、ヒグマの繁殖や生息環境の維持を図る地域です。緩衝地帯は、コア生息地と防除地域・排除地域の間に位置し、人とヒグマとの接触機会を低減するための地域です。防除地域は、農業、水産業、レクリエーションなど人の活動がある地域で、ヒグマを寄せ付けないための対策を行う地域です。排除地域は、市街地や住宅地など、人の安全を最優先とする地域になります。

次の２ページをご覧ください。こちらは各ゾーンの対応方針を整理したものです。コア生息地では、生息状況の把握を基本とし、問題個体を除き積極的な捕獲は行わない考え方としております。緩衝地帯では、問題を未然に防ぐことを目的として、モニタリングや追い払い、必要に応じた管理捕獲を実施します。防除地域では、被害防止や接近防止対策を実施し、必要に応じて捕獲を行います。排除地域では、人命を最優先とし、市街地への侵入防止と迅速な対応を行います。また、本市では特に厚田地域・浜益地域を重点的に取り組むエリアとして位置付けております。

続きまして、３ページ以降のゾーニングマップをご覧ください。３ページは市全域のゾーニング図になります。石狩市は南北に長く、南部の市街地、中央部の農地、北部の森林地帯など、地域によって土地利用の状況が大きく異なることから、それぞれの実情に応じたゾーン設定を行っております。４ページの旧石狩市域につきましては、市街地を中心に排除地域、その周辺を防除地域として設定しております。５ページ、６ページの厚田地区につきましては、人の生活圏と森林が近接していることから、コア生息地、防除地域、緩衝地帯を組み合わせた構成としております。７ページ以降の浜益地区につきましても同様に、ヒグマの生息域と人の活動域が近接していることから、コア生息地と防除地域の間を緩衝地帯として設定し、人とヒグマとの接触リスクの低減を図る考え方としております。

厚田・浜益地区で緩衝地帯を一部広く設定しているところがあるのですけれども、そちらは千本ナラとか、登山口とか、人が入るような場所になります。あと大きく広がっているところにつきましては、春期管理捕獲で猟友会、ハンターが入って行って対策を打つ場所ということで、緩衝地帯に設定しております。

最後になりますが、本計画は、ヒグマを一律に排除するための計画ではなく、「どの地域

で、どのような管理を行うか」を整理した計画です。現在、パブリックコメントを実施しておりますので、本日のご意見も参考としながら計画の最終版を策定し、11 月１日の施行を予定しております。私からは以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【芥川会長】
ただ今説明がありました。委員の方で質疑等がございましたらお願いいたします。

【松島委員】
松島です。ご説明ありがとうございました。まずヒグマゾーニング計画をきちんと策定していただけるというのはとてもありがたいことだと思っています。計画自体に私は全く反対の意見は無いのですけれども、このゾーニングの仕方について、どういう基準で、コア生息地、あるいは緩衝地帯を設定しているのかという基準のようなものがあったら、教えていただきたいというのが一つ。もう一つ気になるのは、６ページの厚田の安瀬のところ、緩衝帯として広く取られているのですけれども、先ほどのご説明では、春期の捕獲が行われるということで、緩衝地帯とされたというお話だったのですが、２ページの「各ゾーンの対応方針」を見ますと、コア生息地でも「春期管理捕獲を除く」ということで、春期管理捕獲はコア生息地でも行いますよという話だと思うのです。そうすると、ここはコア生息地でもいいのではないかという印象を受けるのですけれども、そのあたりのご説明をいただければと思います。

【芥川会長】
お願いします。

【説明員　菅原課長】
松島委員のご質問にお答えいたします。まず今回、設定にあたりまして、猟友会、ＪＡさっぽろ、ＪＡ北いしかり、森林組合、札幌北警察署、漁業協同組合の方々にもご意見を賜りまして、地図を見ながらご説明をさせていただきまして、基準的なものも作っていったという経緯があります。まず市街地と防除地域については、市街地は住宅街が密集している部分で、防除地域は農地があれば防除地域に設定して、人が常時いなくても活動する機会があるような場所は防除地域ということで、農業地帯に行きますと、田んぼが奥地にあったりしますので、そういったところも防除地域に設定いたしました。緩衝地帯の考え方についてですけれども、石狩市の特徴として森林と活動する場所が密接しているというところもありまして、当初コア生息地がほとんどだったのですけれども、北海道にも相談したところ、緩衝地帯を設けて、防除地域とコア生息地の間は、追い払いや、問題個体がいた場合にわなを仕掛けたりする対策、春期管理捕獲が入っていくところというアドバイスもいただきながら、今回このような形にしたのですけれども、安瀬と発足の部分が広くありまして、発足側から

春期管理捕獲にかなり入っていくというのと、安瀬の排水池の辺りから常時、春期管理捕獲の中で登っていくというところで、活動が多かったりする部分もあるので、緩衝地帯にして管理という部分、積極的な捕獲は行わないのですけれども、春期管理捕獲でだいぶ人も入っていくところということもあるので、対策が何か打てる場所ということで、緩衝地帯に設定したところです。

浜益の部分でいきますと、上の方に千本ナラの部分がありまして、今、手前から通行はできない状態ですけれども、人が入っていく恐れがあるということと、逆側の毘砂別側から人が入っていきますので、緩衝地帯にして、何らかの対策が打てるような形にしているところと、黄金山の登山道の入口までは、登山道はクマが生息している前提ということで、北海道でもコア生息地という言い方をしておりますので、今回登山口までは緩衝地帯として対策が打てるような場所に。あと春期管理捕獲も幌側からも入っていきますし、川下・柏木の方からも、春期管理捕獲で林道を含めて入っていきますので、厚田・浜益の森林組合等に見ていただきまして、こういった設定にさせていただいたという経緯がございます。以上でございます。

【松島委員】

ありがとうございます。

【芥川会長】

他にご意見ございませんか。菊地委員どうぞ。

【菊地委員】

菊地です。コア生息地とか、４つの分類に分かれているのですが、今朝の北海道新聞にも載っていまして、「問題個体以外は捕獲しない」と。この判断基準はどこで決めるのかというのが少し疑問です。それから昨年は確か６頭か７頭を処分したと思うのですが、今年はまだゼロだということを新聞では書いてあったのですが、この問題個体というのは何を基準に決めるか、オスだとか、メスだとか、体重とか、動きとかそういったものなのか、その辺の明確な基準は今あるのですか。

【芥川会長】

お願いします。

【説明員　菅原課長】

菊地委員からのご質問にお答えいたします。何回出たらとか、そういった基準はないのですけれども、随時出てくる場所で、石狩市でいけば、幸い人身被害などは出ていないという現状で、浜益・厚田が中心なのですけれども、比較的、今、クマが人間などを恐れて逃げて

いくという現象がほとんどで、居座りはなかなか無い状態であります。ただ、道路、農地に何回か出没して、猟友会、警察などと相談しながら、同じクマが来ているという判断などをしまして、昨年箱わなを仕掛けて、問題個体になり得るということで、常にその状況、状況で猟友会や関係機関と相談しながら問題個体かどうかという部分を判断して実施していたところでございます。あと、農作物の被害が多く出ているなどがあるようでしたら、それも問題個体に判定して実施するケースもございます。以上でございます。

【芥川会長】
他にございますか。玉田委員どうぞ。

【玉田委員】
玉田です。今日の資料には載っていないのですが、道で作っている「北海道ヒグマ管理計画」は、現在第２期になっています。この中で問題個体のフロー図というのがあって、人を襲った場合とか、農作物を襲った場合とかっていうフロー図がありますので、これに基づいて多分、市町村が判断していただくということになります。

【説明員　菅原課長】
玉田委員、ありがとうございます。計画等を含めて、当然、駆除ということになった場合には箱わなを仕掛けていきますので、北海道に状況などを説明して、駆除に入りますということで、北海道からの判断も仰いでいるところでございます。

【芥川会長】
長原委員お願いします。

【長原委員】
今朝の新聞で、今年の目撃情報は 16 件と出ていたと思うのですが、今年の場合、どの辺が多いですか。そのあたりを教えてください。

【説明員　菅原課長】
長原委員のご質問にお答えいたします。今年は、毘砂別が多く出ております。大体 1.5 メートルくらいのクマが、毘砂別の市街地と言いますか、入る前のところで、道路を横断して山に行くというような形の目撃が、16 件の中では一番多いところでございます。以上でございます。

【長原委員】
分かりました。

【芥川会長】
他にありませんか。玉田委員お願いします。

【玉田委員】
お疲れさまでした。ゾーニング自体は進めていかなければいけないことだと思うし、こういうゾーニングを積極的に作っていくことは大賛成です。それから、その線の引き方についても、地域の実情を聞きながら、まず作ってみる。作りながら微修正をしていく。地域の実情を聞きながら修正していくというのが、まず大事なのかなと思います。ですが、まず計画というからには、時間、スケジュールがなければ、計画と言わないですよね。普通は計画とは、スケジュールのことですから、何年までにこういうことをやるのだというのが本来の計画です。このゾーニング計画は多分、道庁から、こうやって作りなさいという、ひな型みたいなものがあって作ってあると思います。道庁の仲間もよく知っていて、エゾシカの方も関わっていたので、エゾシカの苦い経験をしてます。先ほどの説明でもあったように、対応の目安などをあらかじめ定めたものとなります。これだと計画ではなくて、指針とか方針とか、その類のものであって、計画というからには、いつまでに何をします、市として何をしますというのを明確に書いていかないと、やっぱり計画とは言えない。１ページの真ん中あたりに「特に計画期間等は設けません」とあって、これは多分道庁からそのまま来た話だろうなと思います。参考までに、今、すでに出ている千歳市のものと比較してみると、中身がほぼ同じ。多分これは道庁のひな形をそのままそっくり使っているなと推測をしながら見させていただきました。

一番大事なこと、もっとも根幹的なところは、市がゾーニング計画を作ってゾーニングしました。そして市が、これに対して何をする、クマの対策として何をするというところを、明確にしていかなければいけない。これがないと、ただ方針としてこうやってやりたいよねというもの。これだけでは駄目で、ヒグマ対策として、市はもちろんできることが限られていて、追いついていない部分もありますが、クマが出てしまうと、獲りたくても獲れない部分があるのですが、市は最低限、出たときにこういう対応をします。看板の設置から始まって、最後は駆除のところまで含めて、こういうことをしますということを、市の役割として明確にして、出たらまず看板設置、これが一番大事だと思います。住民への周知、これがまず大事。こういう計画の中には、どういうときに何をするのかという、ヒグマ対策を書かなければ駄目だと思います。

それから、計画期間を設けていませんということで、これも多分、道庁からの指示だろうと思いますが、今回のゾーニング計画は、その上にある北海道が定めた、北海道ヒグマ管理計画に基づいて、この中に書いてあるゾーニング計画と関連してということでしょうから、道庁の方から作るように指示が来て作っているのだと思います。残念ながら、この北海道の管理計画というのが、さらにこの上位計画である、鳥獣保護管理法に基づく鳥獣保護管理事

業計画というのが５年単位で動いていて、この道庁のヒグマ管理計画も、それからシカの管理計画も、その下位計画になるので、それと同じ計画期間で動く。そうするとこの上位計画が、令和９年３月 31 日までだから、今年度で一つ区切りになってしまう。そうすると来年度から、第３期のヒグマ管理計画が動いていくという状況です。これに合わせて、市はじゃあ何をするのかということを、決めていかなければいけないと思います。次の第３期計画の中で、多分似たような内容になると思いますが、北海道がこういうことをやると書かれる。北海道の方も管理計画と言いながら、やることがしっかり書かれていなくて、道庁は何をやるのか、金も付けずに何をやるのかというところが非常に曖昧で、イライラするところはあるのですが、そうではなくて、地元の市町村として、道から言われたからこういうことをやっているのではなくて、できることは限られていますけど、こういうことをやっていくということを、市として明確にしていかなければならない。さらにゾーニングをせっかくしたのであれば、この４段階のゾーニングのそれぞれで、看板はこのくらい今年は設置しました。ヒグマは何頭出没しました。猟友会が何回出動しました。わなをこのくらい設置しました。結果、わなで何頭取れました。鉄砲で何頭取れました。それから一般狩猟で何頭取れました。一般狩猟の方は市では対応しきれないかもしれませんが、市の対応でやった結果、こうなりましたというデータを、この資料編として付けていかなければならない。それを毎年付けていくことによって、ゾーニングのコア生息地ではこういう対策を打ってきた。それから排除地域ではこういう対策を打ってきた。ここが足りないのだから、ここを手厚くしていかなければいけないということが見えてくると思うのです。そういうことを練った計画にしていかなければいけない。それがこの数ページの中では全然書き切れていなくて、要するに誰が何をする、どこで何をするというのが、全然見えてこない。それをやっぱり考えていかなきゃいけない。

今のところ、パブリックコメントまで進んでいて、公に 11 月１日からスタートするというのは、一つしょうがないとして、いつまでもこれで引っ張ってしまうのではなくて、管理計画の方が改定して、その一年後ぐらいの、令和 10 年度くらいには、もう１回見直しをするくらいの考え方をもって、とりあえず今この計画で動かしてみる。そして、次の作戦を練っていくということを考えていかないと、クマの管理はいつまでたっても進んでいかないということになると思います。

【芥川会長】

ありがとうございました。

【説明員　菅原課長】

玉田委員からのご指摘ありがとうございます。今、パプコメをやっているところですけれども、この計画は、北海道の指導に基づいて、まずは作成をさせていただきました。石狩市において、これまでもこのゾーニング計画が無かったとき、昨年多くのクマ出没があった状

況で、浜益、本庁、厚田とともに、さまざまな対策、昨日でいけば電気柵を納品して、設置について業者とも打ち合わせをして、いつ張っていこうとか、具体的な取り組みというのは、他で常時やっているところなのですけれども、まず今回、目で分かるマップというものと、地域をどうするかという部分で可視できるものを、北海道の指導に基づいて作成させていただきました。当然、先ほど玉田委員からもありましたように、期限がないもので、常時修正していくということを考えておりますので、ご指摘の部分なども含めて、今後マップの内容の更新なども含めて検討していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【玉田委員】
ありがとうございました。もしできれば、このゾーニングの中で過去２年間ぐらい、市がクマの対策に、それぞれの区域でどういうことをやってきたのか。２年か３年か、もっとデータがあればいいのですが、そのくらいの期間で、今まで市がやってきたことを、このゾーンに当てはめて、それぞれの地域にこういう対策を今まで打ってきましたというのを、今ここでオープンにしておく。計画が進むことによって、そのデータをさらに積み重ねて、どう変化させるべきなのか。今これから人口減少化社会の中で言われ始めているのが、戦略的縮小ということですが、どこを縮小して、どこを残すのかということを峻別していかなければいけない。当然、この管理計画も縮小しなければいけない部分もあるし、実際そこで人が殺されかけている場合もあるわけで、そういうときには、縮小してはいけない部分も当然出てくる。そこの峻別をするために、市の対策が今までどういうことをやってきて、どういう効果があったのか、ここは手を抜いてもいいけど、ここは手を抜いては駄目だというのを峻別するために、そういう今まで市が打ってきている対策を「見える化」してほしい。お願いします。

【説明員　菅原課長】
はい。ありがとうございます。今後、さまざまな対策を打っているところについて、計画の更新なども含めて、載せる部分なども含めて、検討していければと思っておりますので、よろしくお願いします。

【芥川会長】
玉田委員、よろしいですか。

【玉田委員】
はい。

【芥川会長】

ありがとうございます。捕獲数を公表するのがいいかどうか、私も少し難しいところがあるのかなと思いますけれども、市は最前線でいろいろな対策を打っていて、この中の「４」で、「ゾーンごとの主な取組は表３のとおり」ということが書かれています。例えば１年後とか、年度が変わったときに、こういう対策をしましたというようなところは、報告ということがあると良いかなと思います。市民の皆さんにも、市がこういうようなことをやっているのだということが、分かるので良いのかなと思いました。

それをゾーンごとに出すとか、そういうところまでは、いろいろ難しい面もあるのかなと思います。ただ、市が色々な対策をしているということは、大きくアピールするべきところだと思います。

【玉田委員】

非常に簡単なところですが、２ページのコア生息地のところで、３行目に「問題個体以外の捕獲は行わない」とあって、一般狩猟が抜けているので、一般狩猟を入れておいてください。全部に関係することですが、捕獲は市として積極的にやるのは、要するに駆除の部分であって、一般狩猟は認めていますよということで、それは市として対応しきれていない部分です。一般狩猟で、ハンターが登録さえすれば勝手に入って来られる部分ですが、それは認めていますよというのはどこかできちんと書いてください。

【芥川会長】

他にありますか。小笠原委員どうぞ。

【小笠原委員】

小笠原です。ゾーニング計画という言葉について、少しだけ教えてほしいのですが、例えばそのゾーニングをすることによって、以前ありました太陽光発電とか風力とか、そういうところには特に関係ないのかなと思ってはいるのですが、確認までに教えてもらいたいなと思いました。

【説明員　菅原課長】

小笠原委員からのご質問にお答えします。例えば厚田で計画の場所が、今後、人が入っていくというところで、活動が活発になるようなところが発生するのであれば、緩衝地帯に変更していくなど、毎年開発がされて、そこに何かができるということになれば、ゾーンの決め方は変わっていくのかなというところがありますので、状況を見ながらマップなど更新をしていければという考えでいるところでございます。

【松島委員】

よろしいですか。

【芥川会長】
松島委員どうぞ。

【松島委員】
松島です。今のご質問に関連して、そもそも、例えばコア生息地としてゾーニングしたところに、今ご指摘いただいたような、そういった開発計画が上がった場合に、それはその開発計画を規制、コントロールすべきなのか、ゾーニングを変更すべきなのかという点でいくと、基本的には私はゾーニングを保持する方向が正しいのではないかと思うのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

自分の土地でもないというところで、規制はなかなか難しいところはあると思うのですけれども、それこそ風力発電の場合にもゾーニングをやりましたけれども、こういったゾーニングの意義みたいなところにも関わってくると思うので。要は生息地として保護すべき場所ですよと指定したところに、そもそも開発計画が上がることが、それは問題なのではないかというスタンスで臨むのか、それとも指定はしましたけれども、開発計画が上がったのでここは外しますというのか、市としてはどういう立場で、この管理計画、ゾーニング計画を策定されるのでしょうか。

【説明員　菅原課長】
ありがとうございます。なかなか難しいところではあるのですが、まず、このヒグマのゾーニング計画というところで、コア生息ゾーンを決めて、どう対応していくかというところがメインになっておりまして、開発を止めるとか、開発によって人が入るところを、コア生息地だから守るという考えになるかというのは、少し難しいところになります。そこはあくまでもコア生息地なので開発しないでくださいという立場にはなかなかならないのかというところではあると思うのですが、その地区が例えば開発されて、人が住み出しましたというところは、いつまでもそこはコア生息地ですとするのは、出没した場合の対応ということで考えれば、このゾーンは変更せざるを得ないのかなというところもありますので、そこは関係機関も含めて協議することになるかと考えているところでございます。以上です。

【事務局　時﨑部長】
すみません。今の事務局の説明に、若干補足をさせていただきたいと思います。この計画はご承知のとおり、北海道ヒグマ管理計画に基づく、ヒグマ出没等に対する対応の指針といいますか、方向性を示したものでございます。北海道ヒグマ管理計画の基本的な考え方というのは、先ほど玉田委員もおっしゃっていましたけれども、問題個体の駆除と、その考え方の根本は何なのかというと、ヒグマと人間のあつれきの低減にあります。従いまして、この色分けにつきましては、どの程度、ヒグマと人間のあつれきが深刻になり得るのかという、

その度合いを示したものだと思うのです。山奥のこのマップで言うと、緑色のところには、それは（ヒグマが）いますよねと。人間もあまりいませんし、当たり前のように生息している場所ですよねと。一方、赤いところに忽然と現れたら、それは人間活動にとって大変な脅威になってしまうと。こういったヒグマとの向き合い方を図示したものというふうになるかと思いますので、それを受けて、小笠原委員のご質問にお答えいたしますと、再エネとの関係は直接的にはないと。菅原が、場合によってはゾーンの在り様を変えなければいけないと申したのは、人間活動の広がりなどによって、ヒグマとのあつれきが深刻になり得るという要素があるのでしたら、それはエリアの見直しをしなければいけないかなと、こういうような考え方になるかと思います。

松島委員のご質問にもありましたけれども、緑色のところは守らなければならないとか、そういう自然保護的な意味合いというよりは、ヒグマに対する向き合い方を示したものということで、ご理解いただければと考えています。以上です。

【芥川会長】

玉田委員どうぞ。

【玉田委員】

今の回答でいいと思います。前回の風力発電の案件では、ゾーニング計画についてかなり強く発言しましたが、これはそもそも目的として、ヒグマの管理ということで、まだ初めの一歩で、スタートしているところで、こういうふうにゾーニングしていきましょうと。冒頭で私が質問したように、これから試行錯誤しながら線引きを変えていかなければならないというところもあると思うので、あえてここで発言したいのは、見直し込みで、これからのまず初めの一歩だよと。先ほど言いましたように、具体的な対応、それぞれのゾーンで何をするのかというのが、具体的にまだ決まっていないのですが、例えばコア生息地の中に太陽光パネルとか風力発電を作らざるを得ないといった話になったときに、その工事事業者に対して、ハンターさんをつけて事業者を守らなきゃいけないということなんかも、将来的には考えられることです。ですが、今はあまりゾーニング計画をガチガチに考えてしまうと、今コア生息地になっているから、そこにハンターさんはつけられませんというロジックは、成り立たないと思います。まだやってもいないことに対して、初めてやるところで、そういう問題が出てくるかもしれないけれども、とりあえずこういう線引きをしていきましょうというところからスタートして、将来起こりうる問題に対しては、柔軟に対応できるような、線引きも含めて検討し直しますというぐらいのスタンスで取り組んだ方がいいのかなと思います。そういう位置づけでいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

【説明員　菅原課長】

ありがとうございます。玉田委員のおっしゃるとおり、今回、ゾーニングマップというこ

とで、関係機関と連携しながら、まずは作らせていただきました。当然、実行していく中で、クマの出方も変わっていくと思いますし、それに向けてどのように取り組んでいくかというところも、まずはマップを作成して、関係機関、市民の皆さんが、こういう形でゾーン分けをされているというところで認識していただきながら、状況に応じて更新、そして対策の打ち方なども含めて、今後更新していくような形になるかなと思っておりますので、そういった取り組みを進めていければと思っております。

【松島委員】

松島です。どうもありがとうございました。今のご説明で、私も全く問題ないというか、納得しているのですけれども、一方で、ご説明にあったとおり、ヒグマとの向き合い方をこのゾーニングでは示しているという点でいくと、ガチガチに規制するという話ではなくて、石狩市としては、ここは生息地、コアゾーンで、ここに入っていくことは、ヒグマとのあつれきの可能性が高くなるエリアですというのを、ある意味、図として示しているというところで、そういう何か計画が上がったときに、それを少なくとも参照してもらえるような、これはヒグマの管理計画なので関係ないですよというスタンスではなくて、こういうのも参照していただいて、入っていくことがあつれきを増すことにもつながるというような、そういう使い方をしていただけるように。あとは玉田委員から先ほどご指摘いただいたように、これから運用しながら、また新たな線引きみたいなものを考えていくという、柔軟な運用というのが必要になってくるのかなと思いました。ありがとうございました。

【芥川会長】

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではこちらにつきまして、これで終了とさせていただきます。ありがとうございました。

（説明員入れ替え）

【芥川会長】

続いて、こちらも報告案件となります。議題３「「石狩浜海浜植物保護センターの移転について」に寄せられた意見と検討結果について」、担当から説明をお願いいたします。

【説明員　中野課長】

自然保護課の中野と申します。よろしくお願いします。私からは、「石狩浜海浜植物保護センターの移転について」に係るパブリックコメントの実施結果について、ご報告いたします。「資料３」をご覧ください。パブリックコメントは、令和８年７月１日から７月 31 日まで実施し、２人の方から 18 件のご意見をいただきました。検討結果は、原案を修正する「採用」「一部採用」、原案に反映しない「不採用」は、いずれも０件でした。

一方、原案に盛り込まれている「記載済」が４件、今後の検討の参考とする「参考」が 10 件、「その他」が４件となっております。主なご意見として、専門的な知識を持つ人材や、観察園・ハマナス再生園の維持管理に必要な職員を配置してほしいとのご意見がありました。これにつきましては、新施設の役割を踏まえ、必要な人員配置を含めた運営体制について検討してまいります。

また、自然観察会や講座の充実、分かりやすく親しみやすい展示を求める意見もございました。海浜植物に加え、海浜の生態系や生物多様性について学べる施設として、自然観察会や講座、出前講座などの充実に取り組んでまいります。このほか、現在の施設や展望塔の取扱い、冬季の利用、公共交通の利便性についてもご意見がございました。現在の施設や展望塔については、建物の状態や安全性、維持管理などを踏まえ、移転後の取扱いを検討してまいります。また、冬季の利用や公共交通の利便性については、冬季の展示や講座、情報発信、施設外での普及啓発活動などを通じ、年間を通じて自然を学ぶ機会の充実に取り組んでまいります。また、石狩浜海浜植物等保護地区の利用に関して、アカモズなどの希少な生物の生息環境への配慮を求める意見もございました。これについては、自然環境の保全を基本とし、希少種を含む生物の生息環境に十分配慮した上で、区域ごとの特性を踏まえ、適切な利用のあり方を検討してまいります。また、保護センター運営委員会などの、関係者への情報共有や意見聴取についても、必要に応じて行ってまいります。今回、原案そのものを修正するご意見はございませんでしたが、今後の施設整備や運営に関わる貴重なご意見をいただいております。頂いたご意見を今後の検討に活かし、海浜植物の保護というこれまでの役割を継承するとともに、海浜の生態系や生物多様性について学べる、より利用しやすく持続可能な施設となるよう、具体的な検討を進めてまいります。私からは以上でございます。

【芥川会長】

ただ今説明がありました。こちらの案件につきまして、質疑等がございましたらよろしくお願いいたします。

【松島委員】

松島です。ご説明ありがとうございました。意見に対する回答に関しては、特に反対ではないのですけれども、一点、11 番の質問の中で、公共交通の利便性低下への対応策ということに対しては、回答がないような気がしまして、難しいとは思うのですけれども、何かこれは考えられるものはあるのでしょうか。それとも、これから検討されるということでしょうか。

【説明員　中野課長】

ただ今の松島委員のご質問にお答えします。今後、交通体制も変わっていることでございます。今、市内はデマンド交通もあります。実際はセンターにお越しいただくのが一番いい

のですけれども、そういった、来られない方に対して、こちらから出張して学習するとか、そういったことも考えています。公共交通のあり方につきましては、これから運営していく中で、いろいろ検証していきたいと考えております。以上でございます。

【松島委員】
ありがとうございました。今のようなところを少しここに記載していただくと、親切かなと思いました。以上です。

【芥川会長】
ありがとうございます。他にご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。
それでは、本件につきましては、これで終了とさせていただきます。
続きまして、こちらも報告案件となります、議題４「小型充電式電池等の戸別収集について」、ご担当から説明をお願いいたします。

【説明員　渡邊課長】
ごみ・リサイクル課長の渡邊と申します。私からは、小型充電式電池等の戸別収集につきまして、ご説明をさせていただきます。以後、座って説明をさせていただきます。「資料４」に概要を記載しております。カラーのものは、市民の皆様に周知をさせていただいたチラシとなっております。
まず、戸別収集を始めるきっかけとして、近年、リチウムイオン電池などの二次電池を使用した製品の普及に伴いまして、当該製品の廃棄量が増えているところでございます。
石狩市におきましても、令和２年度から、リチウムイオン電池などの小型充電式電池の拠点回収を行っているところでございます。回収ボックスの設置場所につきましては、市役所、厚田支所、浜益支所、それから市内５カ所のコミュニティセンターの計８カ所に、回収ボックスを設置しているところでございます。これら二次電池が他のごみに混入して排出されることによりまして、ごみ処理施設内での火災が全国的に多発しているということから、石狩市は、小型充電式電池の戸別収集について、昨年度から検討していたところでございます。
本年５月 14 日に、市内収集業者の代表者及び北石狩衛生センター、リサイクルプラザの職員が集まりまして、意見交換を行い、出された意見などを基に、各事業者に対して、個別にヒアリングを行った結果、小型充電式電池を戸別に収集することが可能であるという結論に達したところでございます。
大きな火災が発生しますと、現場職員の安全を脅かし、かつ施設停止によるごみ処理業務全体への甚大な被害を招く恐れがあることから、分別の徹底によって、混入を排除し、処理施設内での発火事故の低減を目的として、小型充電式電池の戸別収集を実施するというものでございます。
収集運搬上の留意事項としましては、収集運搬に使用するパッカー車の安全性を確保す

るため、収納するボックスや袋につきまして、収集業者と協議をした結果、収集業者が希望するもの、それから防炎シートを市で用意をしまして、実施するということで合意しているところでございます。収集開始につきましては、本年 10 月 1 日からとしまして、収集日は、週に一度の燃やせないごみの日と同日に、透明か半透明の別袋に入れて排出するものとして、無料で収集することとしております。

対象となりますのは、ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池を対象として、まずはリサイクルマークがあるものということで、規定をしているところでございます。大きさにつきましても、縦・横・高さ全てが 15 センチメートル以下というものとしております。

また、膨らんだものや変形したものにつきましては、戸別収集の対象外としまして、市役所や支所に持ち込んでいただくというふうに、ご案内しているところでございます。私からは以上です。

【芥川会長】

ありがとうございました。ご質問等ありましたら、お願いいたします。

質問なのですが、これは燃やせないごみの日ということで、プラスチックと一緒にということですよね。

【説明員　渡邊課長】

はい。そうです。

【芥川会長】

分かりました。菊地委員どうぞ。

【菊地委員】

確認なのですが、対象電池がいろいろ書いてあって、縦 15 センチ、横 15 センチ、つまり携帯とかそういったものは問題ないのでしょうけれども、例えばリチウム電池などはかなりの機種に使われていると思うのです。それを超える大きさにものに関しては、自分で取り出すというのもなかなか難しいのかなと思いまして、その辺の対応というか、こうしたらできますよというのが、具体的に策としてあれば教えていただきたいと思います。

【説明員　渡邊課長】

ただ今の菊地委員からのご質問にお答えいたします。まず、収集業者さんとの打ち合わせの中で、正直、市民の方もそうなのですが、収集業者さん自体も、正直何が対象になるのかというのが分からなくて、どうしたらいいだろうかというご相談を受けておりますので、まず始める段階で、まずこの３種類に限ってさせていただく。あとは大きさを制限しないと、

すごく大きな蓄電池なども入ってくる可能性もありますので、まず、今は入り口として全て15 センチメートル以内というふうにさせていただいています。今後やっていく上で、市民の方からのご意見等もございますので、そういう経緯を踏まえまして、その都度、業者さんと打ち合わせをしながら、拡大をしていくということを考えております。

現在、このようなご案内をしておりますので、それ以上のもの、それから取り外せなくて大きなもの、そういったものをどうしたらいいかということにつきましては、今、市役所とコミュニティセンターに小型家電のリサイクルボックスがありまして、マテックさんが運営しているものになります。そちらの方に入れていただいて、マテックさんの方で処理をしていただくというふうにご案内をしているところでございます。以上でございます。

【芥川会長】

ありがとうございます。ハム委員どうぞ。

【ハム委員】

ハムです。ご説明ありがとうございます。今回対象になるリサイクルマーク、私は少し勉強不足ではあるのですが、リチウムイオン電池はよく耳にするのですけど、今、ニカド電池とかニッケル水素電池とか、いろいろな種類があると思うのです。逆に、市民の皆さんが使っていそうな電池の中で、この３種類がどれぐらいカバーできるのですか。これ以外の種類も世の中で、日常生活で使われていますかということが一つご質問です。

それから一応コメントと言いますか、お願いではあるのですけど、まだ市町村で小型電池を戸別収集しているところは、恐らく無いと思っておりますので、今回こういう実証実験でデータを少し貯めていただければと思うし、それを基に他の市町村も参考にできるような仕組みになればと思います。

焼却炉とか、入っている小さな電池で大きな火事が起きて、稼働が中止されたりして問題になっているので、こういう取り組みはすごくいいなと思いつつ、やっぱり収集への手間がかかることで、他の市町村ができないこともあると思うのです。ですので、こういう実証実験の結果をデータとしてセーブしていただいて、他のところでも例ができればと思っております。お願いします。

【芥川会長】

お願いします。

【説明員　渡邊課長】

ただ今のハム委員からのご質問にお答えいたします。このリサイクルマークが付いているものの率が分からないのですけれども、外国製のものですとかはほとんど入っておりませんので、入っていないものが多い可能性が高いです。ですので、その辺も今後やっていく

うちに、あまりにもこの３種類だけでは全然実用性が無いですとか、そういった情報を把握して、検討した上で、今後もまたやっていきたいと考えております。いろんな製品がございまして、プラスチックのおもちゃなどにも内蔵されているということもありまして、それが燃やせないごみに出されるという場合もありますので、その辺、もし市民の方が、リチウムイオン電池が内蔵されていると分かれば、市役所に持ってきていただくということで、ご案内をしているところでございます。

それから、戸別収集しているところですけれども、一応、管内では恵庭市さんが小型充電式電池も戸別収集していると確認をしておりますので、恵庭市さんの方の規模が大きいと思いますけれども、恵庭市さんとも情報共有しながら、処理場、それから収集業者と市民の方が利用しやすい、そしてまた処理しやすいというような制度にしていきたいと考えております。

最後にコメントいただきましたデータにつきましては、しっかりと取って、今後の施策に役に立てたいと考えております。以上です。

【ハム委員】

ありがとうございます。データにつきまして、先ほどおっしゃったとおり、この３種類でこの実証効果があるか無いかというご判断はどうされる予定でしょうか。少し難しいですか。

【説明員　渡邊課長】

今、大体年間８カ所で拠点回収しているものが、おおよそ年間 400 キロくらいなので、それがどう変動するのか。ただ、民間のホームセンターさんですとか、そういったところにもJBRC と言いまして、リサイクルの機関の協力店もございますので、そちらの方に流れてしまうと分からないのですけれども、一応、市で把握している約 400 キロ、これがどう変動するか。それと、それに伴って戸別収集にしてどのくらいの量が出るのか、そういったことをいろんな角度から、検証していきたいと考えています。

こちらも初めての試みなので、なかなか難しいのですけれども、やはりこの小型充電式電池というのは、かなりの量が出ており、火事もかなり起きております。北斗市にあります「クリーンおしま」さんが、４月 29 日に大火災ということで、あまりにも火災が甚大なものですから、何が原因というのは分からないようなのですけれども、小型充電式電池であれば、他人事ではないと考えておりますので、そういったことを踏まえまして、しっかり対応していきたいと考えております。

【ハム委員】

お願いします。あと、たまに、長年使ったらこういうマークが消されるときがあると思うのですね。ない場合もあるのですけど、先ほどおっしゃった３種類で足りるか足りないかと

いう判断も、やっぱりこういうデータは手選別で数を数えなければいけないと思うのですが、実証期間中にはそういうデータも蓄積していただければと思います。ありがとうございます。

【説明員　渡邊課長】
　今のご提言、しっかりと対応したいと思います。このマークも、ものによってはすごく小さいもの、それから先ほどおっしゃられたように、年数が経って消えているものもありますので、収集業者さんはそれが無いという判断で持ってこないと。でも市民の方はこれには付いているでしょうというような、そういったことも恐らく、始まりはいろいろ出てくるかと思いますので、その辺も十分情報を収集して、やっていきたいと考えております。

【ハム委員】
　ありがとうございました。

【芥川会長】
　ありがとうございました。玉田委員どうぞ。

【玉田委員】
　玉田です。ごみに関しては全然分かっていないのですが、この取り組み、必要なことだと思います。ただ、先ほどの冒頭、議題１であった広域収集を進めている札幌市や当別町の動きは、これに同調しているような動きはあるのでしょうか。同じような対応をしてもらえるのですか。

【説明員　渡邊課長】
　まず現時点では、札幌市さんは加熱式たばこに限られてステーション収集をしております。当別町さんは今のところ何もしていない状況ですので、これから広域としてやっていく上で、何かしらの足並みはそろえなければいけないと思っておりますけれども、その辺は今後検討して、スムーズにいくようにしたいと考えております。

【玉田委員】
　ぜひアクションを起こしてもらって、隣の市町村の情報収集をしてもらうことと、市民への周知がやっぱり一番大事、初めの一歩だと思います。こういうチラシを出して配るっていうのがもちろん大事なのですけど、足並みがそろってくると、たとえばテレビとかラジオとかそういうものも使えるし、そういう広域展開ができていくのではないかなと思います。そういう意味でも、足並みをそろえるように、担当者間で情報収集していくというのがまず大事です。それから心配なのは、意識の高い市民はやっていただけると思うのですけど、意識

の高くない人、あるいは、先ほどおもちゃに入っているというような、入っているかどうかさえ分からないものが、燃やせないごみで出てきたときに、それを市の方で峻別できる仕組みって今ないですよね。ありますか。

【説明員　渡邊課長】

今は、北石狩衛生センターの方で、全部は確認できないのですけれども、これには入っている可能性があるというものは、破砕にかける前に除外したりなどはしていただいています。ただ、あくまでも数名でやっている作業ですので、それが確実とは言い切れないのですが、そのぐらいはやっていると。ただ、それで行ってしまったもので、小さな火災が起きているのは事実ですので、今、玉田委員がおっしゃったように、あくまでも一番重要なのは、市民の皆さんの意識が高まることを望んでおりますので、それが一般ごみに混入しないようにということで、いろいろな媒体を使って啓発をしていきたいと考えております。

【玉田委員】

ありがとうございます。多分この問題って、やらなければいけないことがすごくたくさんあって、一番やらなければいけないのは、多分その製品を作る側が、回収のことまで含めて考えてくれる仕組みが作れれば、こういったことはかなり改善すると思うのですが、石狩市だけではできないし、だからこそ、周りと足並みをそろえていろんな問題があるということを積み上げていって、市町村としては道に要望、道は国に要望ということで仕組みを考えていかなければいけない部分もあると思います。

それから市民への普及啓発をどう進めていくか。少し心配だったのは、パッカー車で破砕しますよね。そのときに間違って火事が起きてしまったというときに、パッカー車で対応するために消火器が設置しているのかとか、そういうことを含めて、私はパッカー車のことは全然分からないのですが、そういう安全対策をやっぱり徹底して考えてもらって、もしもの場合のことを考えて、事故がないように考えてください。

【説明員　渡邊課長】

ただ今の玉田委員からのご質問、それからご提言についてお答えいたします。国の方も、今、製造会社や業界の方に働きかけている部分もありますので、そういったことも注視しながら、こちらもいろいろ意見を言える機会がありましたら、伝えていきたいと考えております。それと、パッカー車ですが、この部分につきましては、少し説明不足で申し訳なかったのですけれども、パッカー車といっても、会社の仕様が違いますので、ある会社は車外の横付けのところに物を置く、それから車内の足元に置く、それからパッカー車の圧縮する装置と運転席の間に大きな袋を入れて運搬するという、大体３種類ございます。

【玉田委員】

燃やせないごみが、燃えるごみと間違えて中に入ってしまって、パッカー車が燃えてしまうということもあるのではないですか。

【説明員　渡邊課長】

一般ごみと、ということですね。そうですね。それも収集業者さんはまず、今まで以上に、戸別収集で大変なのですけれども、今まで以上に注意して見ていただいて、混入していたらすぐ除外していただくよう伝えております。この制度を検討していく上で、一番に重要なのはやはり、処理上の安全性で始まったことですけれども、当然、収集運搬の皆さんの安全も確保するということで、管内だけでなくて、先進的な道外の自治体にも確認したのですけれども、基本的に何もしていないというところがほとんどで、一つだけが消火器と水を用意しているというのは聞いておりますので、それも収集業者さんの方にお願いをして、万が一のときにお願いしますということでやっております。

【芥川会長】

ありがとうございます。この電池の形を見るまで行くかどうかのところですよね。市民の方々がそこまで意識してくれるかというのが非常に大事だと思います。まず 10 月からということですけれども、その後のいろいろな周知、そういうところに期待するところですので、よろしくお願いいたします。

それでは、よろしければ、こちらでこの案件は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

本日予定しておりました議題は以上となりますが、何か全体を通して意見・ご質問等はございませんでしょうか。なければ、事務局からお願いします。

【事務局　寺尾課長】

本日も長時間にわたりありがとうございました。事務局より、議事録についての確認をいたします。記録方法は「全文記録」、確認方法は「会長、副会長の２名で確認」とさせていただきます。また、次回の審議会ですが、12 月頃の開催、議題は本日と同じく、廃棄物処理施設の整備基本構想を予定しております。改めて日程調整をさせていただきますので、よろしくお願いします。最後に、本日、一旦閉会したのちに、前回まで本審議会で協議をしておりました、厚田の風力発電事業につきまして、北海道のアセス審議会の委員でもある芥川会長から、９月２日に行われた道の審議会の情報提供がございますので、ご都合が悪くなければ、このまま一緒に聞いていただければと思います。事務局からは以上です。

【芥川会長】

それでは、これにて、令和８年度第３回石狩市環境審議会を閉会いたします。皆さま、ありがとうございました。

【一同】
お疲れさまでした。

令和８年１０月１９日　　議事録確認
石狩市環境審議会
会長　　芥　川　智　子

令和８年１０月１９日　　議事録確認
石狩市環境審議会
副会長　　百　井　宏　己